

## 雑用水と衛生管理

環境資源の有効活用の一環として、水もリサイクルされています。

建物内で発生した排水の再生水や雨水、下水処理水等をトイレの洗浄、散水、清掃などの用途で利用される施設が多くあります。これらの水を雑用水と言いますが、上水と下水の中間に位置することから「中水」と呼ばれる場合もあります。

東京ドームでは屋根に降った雨水を地下貯水槽にため、トイレの洗浄水（手洗いやウォシュレット等に併用される場合は、飲料水としての適用を受けず）や災害時の消防用水として活用しています。さらに洗面や厨房からの雑排水を再生する「中水道システム」により水をリサイクルし、雨水とともにドーム内で利用される水の約半分を賄っています。

このように利用目的に応じた水供給システムは節水につながります。しかし、雑用水といえども、ミスト等により人に接触する可能性があります。人の健康を損なわないためにも適切な衛生管理が必要です。百貨店や図書館、博物館、学校などの大規模施設（特定建築物）を対象とした法律（通称、建築物衛生法）では、雑用水に衛生管理基準が設けられています。利用目的により異なりますが、pH値、臭気、外観、大腸菌、遊離残留塩素等の検査が必要となります。

特定建築物以外でも多くの方が利用する建築物については、この建築物衛生管理基準に従った管理に努めなくてはなりません。

当研究所水質検査課では、雑用水の検査のほか、水道法水質基準、プール水、浴槽水、排水等の検査を行っております。ぜひご利用ください。